

# R7

## 給与支払報告書の提出と 特別徴収の実施について(お願い)

### 事業者の皆様へ

日頃から、本町の税務行政に対しましては多大なご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

地方税法の規定により、1月1日現在において、所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）は、前年中に給与の支払いをした全ての者（給与所得者）について、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を作成し、給与所得者の1月1日における住所地の市町村長に提出しなければならないとされています。

また、熊本県と県内全市町村は、所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、特別徴収の完全実施をお願いしております。

給与支払報告書は、個人住民税の税額計算の基礎となる大切な書類ですので、各種書類等を確認いただき、提出をお願いします。

短期雇用者やアルバイト、パート、役員など、給与を支払った全ての方について、給与支払報告書の提出をお願いします。また、併せて特別徴収の実施もお願いします。

※給与支払報告書提出の際は、是非「eLTAX（エルタックス）」をご利用ください。

※給与支払報告書の記入方法について、詳しくは国税庁作成の「年末調整のしかた」又は国税庁ホームページをご覧ください。

### 1 提出先市町村

給与支払報告書は、給与所得（従業員等）の令和7年1月1日現在における住所地の各市町村に提出してください。中途退職者については、退職時の住所地の市町村に提出をお願いします。

※「実際に居住している住所地」と「住民票の住所地」が異なる方がいる場合は、住民票の異動手続きを行うよう説明してください。

### 2 提出対象者

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに給与等を支払った方全員について、支払額にかかわらず提出をお願いします。

※給与支払額が2,000万円を超え、年末調整を行わない方や個人で税務署へ確定申告される方についても給与支払報告書の提出は必要です。

### 3 提出期限

提出期限は、令和7年1月31日（金）です。1部提出ください。

※受付は、随時行っています。期限直前は混みあいますので、お早目の提出を推奨します。

### 4 和水町の提出先及び問合せ先

〒865-0912 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

和水町役場 税務課 町民税係 / TEL：0968-86-5723

※持参の場合は、役場玄関を入れて正面左側（開庁時間 平日 8:30～17:15）

## 5 普通徴収の申請書について

下記略号 A～E の特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、「普通徴収申請書」に略号ごとに人数を記入し、「個人別明細書の摘要欄」に特別徴収できない理由の略号を又は略語を記載して提出してください。

提出がない場合は、「特別徴収対象者」として取り扱います。

**普通徴収申請書**

指定番号 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

この用紙以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理由	人数
A	退職者又は退職予定者（3月末まで）	1 人
B	他の事業所で特別徴収の方	1 人
C	毎月給与の支給がない方	1 人
D	個人事業者の事業専従者	人
E	受給者総人員が2人以下	人
普通徴収申請者 合計人数		3 人

南関町提出用

(用紙日本工業規格A5) (第1)

普通徴収として申請する場合は、その理由を摘要欄に略号(A～E)又は略語で記載（この例では、「退職者又は退職予定者」を示す略号「A」を記載）

普通徴収申請の理由が略号「A」（退職者又は退職予定者）の場合、記載

### 特別徴収できない理由（普通徴収申請理由）

略号	理由	内容	略語
A	退職者又は退職予定者（3月末まで）	令和6年中の退職者、令和7年3月末までに退職予定の方 ※4月以降の退職者については、退職後に異動届を提出してください。	・退職予定 ○年○月○日 ※退職者は、中途就退職欄に日付を記入してください。
B	他の事業所で特別徴収の方	他事業所で支給される給与から町・県民税が特別徴収されている方。他事業所で特別徴収されていることを確認の上、記載してください。	・他事業所特徴
C	毎月給与の支給がない方	給与の支払が2か月に1回や年間4回など、毎月給与の支給がない方。（アルバイト・パート・役員についても、毎月支給がある方は特別徴収となります。）	・給与年○回払い ・毎月無し
D	個人事業者の事業専従者	青色・白色申告を行う個人事業主から給与の支払を受ける同一生計の親族の方は、令和6年度は普通徴収とすることができますこととしています。	・事業専従者 ・専従者
E	受給者総人員が2人以下	令和7年1月1日現在において、和水町以外の受給者も含め総人員2人以下の事業所については、令和7度は普通徴収とすることができますこととしています。	・2人以下

e L T A X（エルタックス）・光ディスク等での提出の際も、摘要欄に略号又は略語を記載してください。

- 略号 A～E 以外の理由による普通徴収申請は認められません。また、A～E の理由により申請されたとしても、普通徴収とする理由に該当しないと判断した場合は、特別徴収となります。
- 毎月の給与支給がある場合は、いずれかの事業所（原則としては支払額が高い方）で特別徴収となります。